

# 第一回中央港湾団交規模縮小で開催、要求書提出 早期解決を促すも新型コロナウイルス問題で団交開催は当面延期

## 2020年度産別労働条件および産別協定の改定に関する要求書

### 1. 持続可能な港湾運送事業と労働環境整備の条件整備のために

- (1) 認可料金制度（公的機関が担保する料金制度）の復活を展望しつつ、当面、適正料金確保のための施策を労使の政策として行政に求める取り組みを具体化し、実施すること。
- (2) 政府（国土交通省・厚生労働省）が進める港運政策や港湾労働政策に対しては、港湾労使が共同して対応する立場を再確認し、労使政策委員会など産別労使協議の充実・強化を図ること。なお、産別労使の合意なき港湾関係諸政策・諸施策には反対の立場で対処すること。

### 2. 産別制度賃金、並びに、個別賃上げについて

- (1) 産別制度賃金引上げ
  - ① 産別最低賃金の引き上げについて
    - イ、17年度の産別最低賃金として、17春闘時に個別労使で合意した168,920円を協定化すること。
    - ロ、20年度の産別最低賃金について、184,500円（日額：8020円、時間給：1,145円）とすること。
  - ② あるべき賃金を、別表の通り改定すること。
  - ③ 基準賃金を、全港・全職種適用とし、40歳368,900円に改定すること。
  - ④ 検数・検定労働者の標準者賃金を、264,600円とし、これに到達すること。

なお、この賃金は基準内賃金として適用し、その定義は、検数・検定小委員会での合意内容とすること。

- (2) 各加盟組合の基準内賃金の引き上げ要求に誠意をもって回答すること。

### 3. 人間らしく働くための労働環境整備について

- (1) 港湾産別として時間外割増率を下記の通りとして確立すること。
  - ① 平日：早出／半夜＝60% 平日深夜＝100%
  - ② 土曜休日：昼間＝100% 半夜＝125% 深夜＝150%
  - ③ 日曜・祝日：昼間＝200% 半夜＝225% 深夜＝250%
- (2) 産別協定で週休二日制を2020年4月1日より全港・全職種で実施することとしていることに鑑み、これを履行すること。
- (3) 16春闘協定は「62歳迄の定年延長の必要性については理解する」とし、18春闘協定は「2025年度（25年4月1日実施）までに65歳とする」と合意している。したがって、定年延長の社会的趨勢とテンポの速さに鑑み、2025年を待つことなく65歳定年制を実施すること。なお、その場合の賃金の制度設計に当たっては、賃金水準の減額を行わないこと。
- (4) 産別労災企業補償制度を、下記を最低基準にして産別制度として確立すること。

#### <労働災害企業内補償の産別最低基準要求 @ = 万円>

|       |       |       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 遺族補償  | 1級    | 2級    | 3級    | 4級    | 5級    | 6級    | 7級    |
| 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 2,750 | 2,360 | 2,000 | 1,670 |
|       | 8級    | 9級    | 10級   | 11級   | 12級   | 13級   | 14級   |
|       | 1,180 | 910   | 710   | 520   | 370   | 240   | 130   |

- (5) 14春闘協定以来の関連職種の産別協定（所謂「5.9協定」）履行のための「日港協の支援策」について、2020年4月1日実施に鑑み、早急に実施すること。
- (6) 産別協定の適用拡大と協定集の編纂について
  - ① 現行の産別協定を、特定の条件（職種・港）を付記していない条項については、全港・全職種適用と改定すること。
  - ② 2012年以降の労使協定・確認書などについて整理し、現行の産別協定集と合体させて編纂・発刊し、産別労使に配布する措置をとること。

### 4. 安心・安全の港湾労働に係る課題について

- (1) 頻発する自然災害に対処するために、労働者の安全を前提とした、地区（港）単位の防災マニュアルを作り、日常的な訓練を含め、港湾の安全に万全を期すこと。
- (2) 放射線量検査、及び中古自動車（建機）輸出に係る荷役作業に従事した港湾労働者に対する内部被爆等の健康診断を実施すること。

### 5. 所謂「働き方改革」への産別的対応について

- (1) 現行産別協定「8時間拘束－7時間労働－月間時間外労働45時間」を各企業内において三六協定として締結すること。
- (2) 政府が進める「働き方改革」の諸法令を遵守すべく、各企業内における休日・休暇の諸協定を整備すること。
- (3) 上記(1)・(2)を完全実施できる環境が整うまでの間の措置として、労使が行政などに働きかけ「上記(1)・(2)等の長時間労働を抑制する労使の努力」を前提に、これを支援していく行政の政策支援、激変緩和措置を労使の政策として取りまとめ、実現を図ること。

### 6. 港湾の「高度化」事業、「自動化・機械化」への労使の取り組みについて

- (1) 港湾への「自動化・機械化」導入など、所謂「AIターミナル高度化事業」の課題について、労使合意によって設置した協議会において、真摯に協議を続け、労使合意のないものについては実施しないこと。
- (2) 上記について、立法府・行政府に対し、認可料金の復活による政策担保、事業基盤の強化施策、交代制の導入を志向するなど総合的な観点からの具体的政策を労使で成案・要求し、実現に取り組むこと。
- (3) 船社のコンソーシアム再編、自動化・機械化の課題など港湾労働者の雇用と職域に係る事項については、「事前協議制度の厳正運用」で対応すること。

### 7. 職場と業域の拡大・港湾労働秩序の確立について

- (1) 港湾倉庫・特定港湾倉庫、並びにゲート業務の実態調査に着手し、港湾運送事業の職域拡大を図ること。
- (2) 事前協議制度の運用に当たって、施設事案に対応する際に、ユーザーに対して「港湾倉庫・特定港湾倉庫指定」を啓蒙し、港湾運送事業・港湾労働秩序の維持に協力と理解を求め、業域と職域の拡大に資すること。
- (3) 港湾労働法の全港・全職種適用について、専門委員会協議を早急に行い、行政府に具体化を求めて、労使が提言していく取り組みへと前進を図ること。
- (4) 港湾労働秩序の確立の諸課題について
  - ① 港湾労働法適用港において、労働者証の意義を重視し、その実効性を高めるためにワッペン貼付を取り組んできたが、これを適用港すべてで実施するために、厚生労働省は、関係地区労使にこの取り組み促進を要請する動きを始めている。したがって、日港協として、これを真摯に受け止め、具体化すること。
  - ② 常用港湾労働者派遣制度の積極的活用と運用で「日雇い労働」をなくす取り組みを進めること。そのための、方策を労使専門委員会において具体化すること。

### 8. 東京オリンピック・パラリンピック対策について

- (1) 「祭典」に名を借りた港湾運送事業と港湾労働へのしわ寄せを許さないために、中央においては、この課題に特化した対策会議を設置し、情報収集とともに必要な対策を講ずること。
- (2) 当該地区労使、関係地区労使と連携し、港湾労働者、港湾運送事業者者に犠牲を転嫁するような施策には反対し、必要なら「事業と就労の補償」等の対策を、国・都・五輪組織委員会など関係者に求めること。

以上



第一回中央港湾団交が二月二十日に開催された。折からの新型コロナウイルス問題の影響を受け、大勢が集まることでのリスク回避の観点から、第一回中央港湾団交は開催規模を縮小し、労使合わせて五〇名規模での開催となった。中央港湾団交では組合側より要求書を提出するとともに、本日、中央港湾団交に参加できなかった皆様にも要求

加できなかった皆様にも要求書を送付した。一任するとして。二〇二〇年度賃金要求部分の趣旨が分かるようにと、要求趣旨説明の内容についても予め文章化したものを配布した。そして、趣旨説明の後、次回、第二回中央港湾団交の日程を三月十二日とした。ただし、この日程についても、新型コロナウイルス問題の状況によっては変更がありうることを合わせて確認し、開催規模も含めて事務局間調整に三月いつばいというところ。昨年のように何度も何度もと

いうことがないよう、早期解決が図れるようお願いする」と述べ、二〇二〇年度賃金をスタートさせた。二〇二〇年度賃金要求部分のポイント  
二月四日におこなった労使協議で産別最賃統一回答問題の協議に進展が見られなかったことから、組合側より、二月十日に中央労働委員会に不当労働行為救済申立を提出したことを報告し、その上で、賃金引上要求については以下の様に要求した。詳細は、別紙、要求書を参照のこと。なお、業側から産別最賃に関するコメントはなかった。

産別最低賃金の引き上げについて  
イ、一七年度の産別最低賃金として、一七春闘時に個別労使で合意した一六八、九二〇円を協定化すること。  
ロ、二〇年度の産別最低賃金について、一八四、五〇〇円（日額：八、〇二〇円、時間給：一、一四〇円）とすること。  
あるべき賃金を、別表の通り改定すること。  
基準賃金を、全港・全職種適用とし、四〇歳三六八、九〇〇円に改定すること。  
検数・検定労働者の標準者賃金を、二六四、六〇〇円とし、これに到達すること。  
各加盟組合の基準内賃金の引き上げ要求に誠意をもつて回答すること。  
賃金以外の各種要求部分のポイント  
認可料金制度の復活を展望しつつ、当面、適正料金確保のための施策を労使の政策として行政に求める取り組みを具体化し、実施すること。週休二日制を二〇二〇年四月一日より全港・全職種で実施すること。二〇二五年を待つことなく六五歳定年制を実施すること。二〇二二年以降の労使協定・確認書などについて整理し、現行の産別協定集と合体させて編纂・発刊し、産別労使に配布すること。現行産別協定八七四五を各企業内において三六協定として



東京都大田区蒲田  
5の10の2  
**全日本港湾労働組合機関紙**  
(毎月1日発行)  
一部20円(組合員の購読料は組合費の中に含む)  
発行責任者  
松永英樹



縮結すること。港湾への自動化・機械化導入など、所謂AIターミナル高度化事業の課題について、労使合意のないものは実施しないこと。港湾倉庫・特定港湾倉庫、並びにゲート業務の実態調査に着手し、港湾運送事業の職域拡大を図ること。ユーザーに対して港湾倉庫・特定港湾倉庫指定を啓蒙し、業域と職域の拡大に資すること。東京オリンピック・パラリンピック対策をとること等々。  
次回団交開催は当面延期  
第二回中央港湾団交の開催について事務局間で調整が行われて来たが、社会情勢に鑑み、開催は当面延期されることとなった。(片柳悦正)

